

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
翌日)  
の翌日

00504  
(号外)第3号

## 規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を

次のように改正する。

第九条広報文書課の項中第九号及び第十号を次のように改める。

九 条例及び規則の公布並びに告示、訓令その他の公文の公表に関する  
こと。

十 条例、規則及び訓令の立案に関すること。

第九条広報文書課の項中第二十号を第二十二号とし、第十一号から第十  
九号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 告示、重要又は異例な契約その他法制上重要な公文の審査に関す  
ること。

十二 県公報の発行に関すること。

第九条職員厚生課の項を次のように改める。

#### 職員厚生課

一 職員の研修に関すること。

二 職員の衛生管理に関すること。

三 恩給（旧軍人及び旧軍属関係を除く。）並びに退職年金及び退職一  
時金に関すること。

四 職員住宅の管理に関すること。

五 地方職員共済組合の業務に関すること。

六 職員の互助会に関すること。

七 非常勤職員の公務災害補償及び地方公務員災害補償基金の業務に関  
すること。

八 自治研修所に関すること。

九 その他職員の厚生福利に関すること。

第十八条の表中

鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務	職員厚生課
-----------------------	-----------------------	---	-------

鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治研修所運営審議会設置条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二号)第二条の規定による研修計画、研修所経費の負担等についての審議に関する事務	職員厚生課
鳥取県公務 災害補償認 定委員会	鳥取県公務 災害補償認 定委員会	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)第四条の規定による職員の公務災害の認定に關し必要な事項についての審議に関する事務	職員厚生課
鳥取県公務	鳥取県公務	議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償に関する条例(昭和四十年)	職員厚生課

に を

改める。

第九十九条の表を次のように改める。

災害補償審 査会	二年十二月鳥取県条例第三十一号) 第十八条の規定による実施機関が行 なう公務上の災害の認定、療養の方 法、補償金額の決定その他補償の実 施についての不服申立ての審査に關 する事務
-------------	--

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取農 業改良普及所	鳥取市	鳥取市、国府町、岩美町及び福部村
鳥取県八頭農 業改良普及所	八頭郡郡家町	郡家町、船岡町、河原町、八東町、 若桜町、用瀬町、智頭町及び佐治村
鳥取県気高農 業改良普及所	気高郡気高町	気高町、鹿野町及び青谷町
鳥取県倉吉農 業改良普及所	倉吉市	倉吉市、羽合町、東郷町、三朝町、 関金町、北条町、大栄町及び泊村
鳥取県東伯農 業改良普及所	東伯郡東伯町	東伯町及び赤碕町
鳥取県西伯農 業改良普及所	西伯郡大山町	淀江町、大山町、名和町及び中山町

鳥取県米子農業改良普及所	米子市	米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
鳥取県日野農業改良普及所	日野郡日野町	日南町、日野町、江府町及び溝口町

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の農業改良普及所の項中

所 長	所 長	所 長	主任農業改良普及員	主任生活改良普及員
所 長	次 所 長	所 長	主任生活改良普及員	主任生活改良普及員
			主任生活改良普及員	主任生活改良普及員

を  
に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

昭和四十三年一月十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

農業改良普及所	地方農林振興局	局長 (人事委員会の定めるものに限る。)	局長 (人事委員会の定めるものに限る。)	局長 (人事委員会の定めるものに限る。)
所長 (人事委員会が承認したものに限り。)	課長	局長 (人事委員会の定めるものに限る。)	課長	局長 (人事委員会の定めるものに限る。)
百分の十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五

に改

を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円 (送料を含む。)